

佐世保市民管弦楽団規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本楽団は、「佐世保市民管弦楽団」(以下「本楽団」という。)と称する。

(所在地)

第2条 本楽団の事務局を佐世保市鹿子前町504番地に置く。

(目的)

第3条 本楽団はアマチュアオーケストラの活動を通じて、佐世保市及びその周辺地域の音楽文化の向上と青少年の情操教育に寄与することをその目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本楽団は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 演奏会の開催
- (2) 青少年の音楽教育
- (3) その他本楽団の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

(組織)

第5条 本楽団は、役員及び楽団員をもって構成する。

(後援会)

第6条 本楽団の健全な発展を援助するため、佐世保市民管弦楽団後援会を設ける。

第4章 役 員

(役員)

第7条 本楽団に次の役員を置く。

- (1) 団 長 1名 総会において推戴する。
- (2) 運営委員 佐世保市民管弦楽団員規程(以下「団員規程」という。)に定める楽団員の役員とする。

- (3) 監 査 1名 総会において選任する。
- (4) 事務局長 1名 総会において選任する。
- (5) 事務局員 若干名 必要により総会において選任する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 団長は本楽団を代表し、職務を総理する。
- (2) 運営委員は、運営委員会を組織する。
- (3) 監査は、本楽団の事業及び財産の状況を監査する。
- (4) 事務局長は、事務局員を総括して、本楽団の業務を円滑に遂行するための経理及び事務全般を担当する。
- (5) 事務局員は、事務局長を補佐する。

2 監査を除く役員兼任はこれを妨げない。

(役員任期)

第9条 役員(運営委員を除く)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期中途に欠員が生じた場合は、後任を補うものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(団長職務代理)

第10条 前条の職務規定に関わらず、団長が欠けたとき又は事故あるときは、その後任者が就任するまでの間は、団員規定第3条第3号に定めるインスペクターがその職務を代理する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第11条 本楽団の会議は次の各号のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

(総会)

第12条 総会は、定期総会と臨時総会とする。本楽団の役員及び楽団員をもって構成し、議長には当該総会において出席者の3分の2以上の賛同をもって選出された者がこれにあたることができる。

2 定期総会は、毎年5月末日までに団長が招集し、本楽団の事業、会計及び運営の基本的事項を審議し議決する。

3 臨時総会は、必要に応じて、団長が招集し、本楽団の基本的事項を審議し議決する。

4 第2項及び第3項に掲げる会議は、構成人員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、議長に提出された委任状は、出席とみなす。

5 第2項及び第3項に掲げる会議の議決は、出席の過半数による。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、運営委員及び事務局長をもって構成し、議長には事務局長があたる。

2 運営委員会は、必要に応じてインスペクターが招集し、本楽団の運営及び事業に関する重要事項、楽団員から付託された事項並びに総会から委任された事項を審議し出席者の過半数をもって決議する。

3 事務局長は、前項で決議した事項を団長及び団員に報告するものとする。

第6章 指揮者等

(指揮者等)

第14条 本楽団には、トレーナー、指揮者、名誉指揮者、常任指揮者及び客演指揮者を置くことができる。

2 前項の指揮者等は、運営委員会で決定する。ただし、名誉指揮者及び常任指揮者は運営委員会の推薦により総会で決定する。

第7章 楽団員

(楽団員)

第15条 楽団員については、別に定める楽団員規程による。

第8章 会 計

(経理)

第16条 本楽団の経理は、楽団員から徴収する団費、演奏会収入、補助金、寄付金、助成金、及びその他の収入をもって経理する。

(会計年度)

第17条 本楽団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 補 則

(規約の改正)

第18条 本規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならぬ。

(細則)

第19条 本規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は平成3年4月4日から施行する。

この規約は、平成12年5月1日から施行する。

この規約は、令和1年5月28日から施行する。